



# 与論町南海岸防災基本計画の 策定



# 1. 与論町南海岸防災基本計画

## 1-1 南海岸における基本理念

### ■南海岸防災計画の基本理念：

「美しく、安全で、いきいきとした海岸」を次世代に継承していく

- ◎防護、環境、利用が調和する総合的な海岸防災の推進
- ◎地域の特性を活かし、地域とともに歩む海岸づくり

ただし、本計画は防災計画であり、国土と国民の生命、身体及び財産を保護することを主体として考え、海岸防災計画を策定する。

また、本計画で定めた事項については、地域の状況変化や社会情勢の変化などに加え海岸保全に関する技術開発の進捗等も考慮しつつ、計画内容を点検し、適宜見直しを行うこととする。

## 1-2 与論港供利地区海岸防災基本計画

### ■整備方針

景観への配慮を踏まえつつ、国土保全に重点を置いた整備を進める。

### ■整備計画案

#### △海岸保全区域の指定

- ◆護岸と消波堤を用いた海岸崖部の保護
- ◆離岸堤の設置による来襲波の低減
- ◆消波ブロック等による与論港（供利地区）船溜まりの保護
- ◆石材・コンクリートによる風化・侵食部の改善

#### ◎優先箇所

- ①家屋に影響のある場所
- ②町道に影響のある場所

## 1-3 マンマ・ハキビナ地区海岸防災基本計画

### ■整備方針

本来の姿に戻し、後世に残す整備と居住地域や営農地域の安全を確保した整備を進める。

### ■整備計画案

#### △海岸保全区域の移管・指定

- ◆護岸と防風林帯を用いた海岸崖部の保護
- ◆離岸堤の設置による来襲波の低減
- ◆護岸と防風林帯を用いた海浜部の保護
- ◆面的整備による内水位対策

#### ◎優先箇所

- ①家屋・墓地（ハキビナ地区）へ影響のある区間
- ②町道（避難道・ハキビナ地区）へ影響のある区間
- ③農地（全域）へ影響のある区間

## 1-4 前浜・麦屋地区海岸防災基本計画

### ■整備方針

現状を維持する区域と国土保全に重点を置いた地域を分けた整備を進める。

### ■整備計画案

#### △海岸保全区域の移管・指定

- ◆護岸と防風林帯を用いた海岸崖部の保護
- ◆離岸堤の設置による来襲波の低減
- ◆護岸と防風林帯を用いた海浜部の保護
- ◆護岸（巨石積みなど）環境を考慮した海岸の保護

#### ◎優先箇所

- ①道路・墓地・老健施設等（前浜地区）へ影響のある区間
- ②麦屋漁港背後へ影響のある区間
- ③漁船保管施設用地の整備

## 2. 事業化計画の概要

### 2-1 海岸保全施設整備事業

- (1) 高潮対策
- (2) 侵食対策
- (3) 海岸耐震対策
- (4) 海岸堤防等老朽化対策

### 2-2 津波・高潮危機管理対策事業

- (1) 津波・高潮危機管理対策

### 2-3 海岸環境整備事業

- (1) 海岸環境整備

### 2-4 ネーミング事業

- ①ふるさと海岸整備事業
- ②自然豊かな海と森の整備対策事業  
【白砂青松の創出】
- ③海と緑の健康地域づくり  
【健康海岸事業】
- ④エコ・コースト事業
- ⑤渚の創生事業
- ⑥いきいき・海の子・浜づくり
- ⑦魚をはぐくむ海岸づくり事業
- ⑧都市と農漁村の交流促進や観光振興に資する  
海岸づくり事業
- ⑨総合的な津波・高潮災害対策の強化事業
- ⑩災害弱者対策事業

### 2-5 事業要件

#### (1)高潮対策

- ①高潮、津波、波浪による被害が発生する恐れの大なる海岸であり、1km当たりの防護面積が5ha以上又は防護人口50人以上を基準とする。
- ②事業計画が策定されている地域であること。
- ③農地保全に係るものについては、総事業費がおおむね50億円未満又は防護農地面積がおおむね500ha未満であること。
- ④漁港区域に係る物については、総事業費がおおむね10億円未満又は防護人口おおむね150人未満であること。
- ⑤事業計画に位置ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。

離島、奄美、北海道	5,000万円以上
その他	10,000万円以上

#### (2)侵食対策

- ①侵食の被害が発生する恐れが大なる海岸であり、1km当たりの防護面積が5ha以上又は防護人口50人以上を基準とする。
- ②事業計画が策定されている地域であること。
- ③農地保全に係るものについては、総事業費がおおむね50億円未満又は防護農地面積がおおむね500ha未満であること。
- ④漁港区域に係る物については、総事業費がおおむね10億円未満又は防護人口おおむね150人未満であること。
- ⑤事業計画に位置ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。

離島、奄美、北海道	5,000万円以上
その他	10,000万円以上

#### (3)津波・高潮危機管理対策

- a) 以下のいずれかに該当する海岸であること。
  - ①東海地震に係わる地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他大規模地震による津波被害がじんだいであり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸
  - ②朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸
- b) 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸毎に、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載された事業計画が策定されている地区であること。

その他 各事業の実施要件による。

## 3. 今後の展望と課題

### 3-1 各地区における課題

#### ① 与論港供利地区

##### ※ 実施に向けての課題

- 円滑な海岸施設整備のためには、海岸保全区域の指定が必要であるが、指定から整備まで時間がかかる。
- 緊急対策が必要な場合は、応急的な整備を町単独で行う必要がある。

#### ② マンマ・ハキビナ地区

##### ※ 実施に向けての課題

- 円滑な海岸施設整備のためには、海岸保全区域の指定が必要であるが、指定から整備まで時間がかかる。
- ハキビナ海岸については、海岸保全区域の管理を町から県に移管することで事業実施がスムーズになる。
- 海岸施設と背後地の整備（農地整備、防風林）を行う場合に用地確保や地元との合意形成などの諸問題の解決が必要である。
- 内水位問題に関しては、広範囲な面的整備が必要になるため、事業期間・事業費が大きくなる。
- 環境に配慮する構造の施設整備は、事業費が割高になることから、防災面だけでなく環境面から重要であるという理由付けが必要である。

#### ③ 前浜・麦屋地区

##### ※ 実施に向けての課題

- 円滑な海岸施設整備のためには、海岸保全区域の指定が必要であるが、指定から整備まで時間がかかる。
- 赤崎海岸については、海岸保全区域の管理を町から県に移管することで事業実施がスムーズになる。
- 海岸施設と背後地の整備（防風林）を行う場合に用地確保や地元との合意形成などの諸問題の解決が必要である。
- 奄美群島国立公園指定に伴う『特別地域』及び『普通地域』に含まれるため、自然公園法に基づく手続きを含めて、十分な景観対策が必要である。

### 3-2 今後の展望と課題

#### ※ 今後の展望と課題

- 円滑な海岸施設整備のためには、海岸保全区域の指定が必要であるが、指定から整備まで時間がかかる。
- 緊急対策が必要な場合は、緊急的な整備を町単独で行う必要がある。
- ハキビナ海岸及び赤崎海岸については、海岸保全区域の管理を町から県に移管することで事業実施がスムーズになる。
- 海岸施設と背後地の整備（農地整備、防風林）を行う場合に用地確保や地元との合意形成などの諸問題の解決が必要である。
- 内水位問題に関しては、広範囲な面的整備が必要になるため、事業期間・事業費が大きくなる。
- 環境に配慮する構造の施設整備は、事業費が割高になることから、防災面だけでなく環境面から重要であるという理由付けが必要である。
- 奄美群島国立公園指定に伴う『特別区域』及び『普通区域』に含まれた地区は、自然公園法に基づく手続きを含めて、十分な景観対策が必要である。